

令和8年  
(2026年)

3/1号

No. 1391

毎月1日・15日発行

# ひがくるめ

みんないきいき 活力あふれる 湧水のまち

今号の主な内容

- ・軽自動車税の申告(手続き)は3月中に……………2面
- ・リニューアルした竹林公園のライトアップ……………3面
- ・ひとりで悩んでいませんか?……………8面
- ・市郷土資料室特別展「発掘された川岸遺跡展」……………8面

発行/東久留米市 編集/企画経営室秘書広報課  
〒203-8555 東久留米市本町3-3-1 ☎042・470・7777(代)

■東久留米市ホームページ▶

など市公式SNSの一覧は▶

## 「みんないきいき 活力あふれる 湧水のまち 東久留米」の実現に向けて

市では、第5次長期総合計画前期基本計画期間が7年度末をもって終了することから、前期の評価を踏まえ、8年度から12年度までの5年間を計画期間とする後期基本計画を策定しました。

この計画を基に、まちの将来像である「みんないきいき 活力あふれる 湧水のまち 東久留米」の実現に向け、取り組みを進めていきます。

同計画は市庁舎でご覧いただけるほか、4月1日(水)から企画調整課(市役所4階)、市政情報コーナー(同1階)、中央・滝山・東部・ひばりが丘の各図書館でご覧いただけます。

☎企画調整課☎042・470・7702



市庁

### 第5次長期総合計画とは

市の長期的かつ総合的なまちづくりの指針として最上位に位置付けられる「東久留米市第5次長期総合計画」は、基本構想・基本計画から構成されています。

【基本構想】は、市がめざすまちの将来像やまちづくりの基本理念を示すとともに、それを実現するための施策の大綱を明らかにするものであり、計画的な行政運営の指針となるものです。

【基本計画】は、基本構想の目標達成に向けた取り組みが創意工夫のもとになされていくよう、分野別に現状と計画期間中の課題とそれらを踏まえた方向性を示すとともに、諸施策を総合的に体系化するものです。

### 後期基本計画策定に向けた検討について

後期基本計画策定にあたり、東久留米市第5次長期総合計画後期基本計画推進委員会からの意見や策定に向けた支援をうけるとともに、同計画策定委員会において調査・検討が行われました。

また、オンラインを活用した市民参加プラットフォーム「くるりっど」において市民の方からの意見を伺いながら、本計画を策定しました。

### 「デジタル掲示板 くるりっど」での意見募集

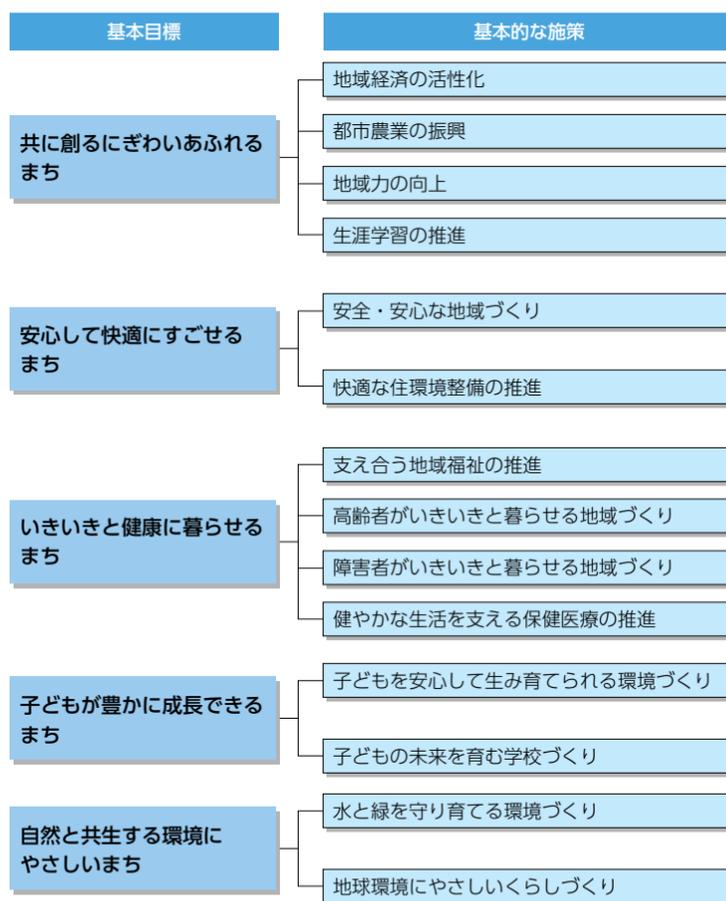
「東久留米市のまちづくりを進めていくにあたって、あなたが大切だと思うことや期待することを教えてください」というテーマで、7年5月28日～6月30日に募集し、200件の意見をいただきました。

いただいた意見を生成AIを用いて分析を行い、検討の参考としました。



基本目標「安心して快適にすごせるまち」のワードクラウド  
いただいたご意見に含まれる言葉の中で、出現頻度の高いものほど大きく表示され、全体の傾向を直感的に把握することができます。  
※文字の配置、色に特別な意味はありません。

### 計画の基本目標の体系



#### 基本構想実現のために※

- 協働によるまちづくりの推進
- 互いに尊重しあえる意識の醸成
- 持続可能な行財政運営

※施策全体に必要な基本的な取り組みとして位置づけているものです。

## 第5次長期総合計画後期基本計画の策定にあたって

東久留米市第5次長期総合計画基本構想で掲げた、当市のまちの将来像「みんないきいき 活力あふれる 湧水のまち 東久留米」をめざし令和3年4月から取り組んできた前期基本計画の期間が、令和8年3月末をもって終了を迎えます。

前期計画期間の5年間を通じて、人口減少とりわけ生産年齢人口の減少は継続しており、労働力不足や社会保障制度の持続可能性への懸念など、様々な社会的・経済的課題を引き起こしております。また、新型コロナウイルス感染症の蔓延という未曾有の事態が世界中で猛威をふるい、当市の施策のみならず、地域全体に与え

た影響も大きなものでした。

そのような状況にあっても、様々な困難に直面するたびに市民の皆さまと力を合わせ、危機を乗り越え、まちの将来像に向けた歩みを着実に進めてまいりました。今後も、この歩みを止めることなく総合的かつ計画的に行政運営を進め、東久留米市が前に進むための取り組みを積極的に積み重ねていく必要があります。

この度、令和8年度から令和12年度までを計画期間とする第5次長期総合計画後期基本計画を策定いたしました。この計画の策定にあたっては、新たな試みとして、オンラインを活用した市民参加プラットフォーム「くるりっど」を

活用した市民意見の募集を行うなど、多くの市民の皆さまからご意見をいただくことができました。今後も、一人でも多くの方が市政に参加できるよう努めるとともに、引き続き「みんないきいき 活力あふれる 湧水のまち 東久留米」に向け、この後期基本計画に沿って市政運営に取り組んでまいります。

東久留米市長

富田 竜馬





## 市民生活

### 後期高齢者医療高額介護合算療養費の申請勧奨通知の送付

高額介護合算療養費制度は、後期高齢者医療制度と介護保険の両方を利用する世帯の自己負担軽減を目的とした給付制度です。支給が見込まれる方に勧奨通知を送付します。

**発送日** 3月中旬頃送付 **内** 世帯単位で毎年8月1日から1年間の後期高齢者医療制度と介護保険のそれぞれの自己負担額の合計が、所定の自己負担限度額を超える場合に支給対象となります。申請して認められると、それぞれの制度から支給されます

**勧奨を行う計算対象期間** 6年8月1日～7年7月31日 **注** 計算の結果、500円以下の場合には支給されません **問** ▼保険年金課高齢者医療係 ☎042・470・7846 ▼介護保険の自己負担額証明書や、介護サービス費などに関しては介護福祉課介護サービス係 ☎042・470・7750



## こども情報なび

18歳(高校生)までを対象とした子育て情報、講座・スポーツなどに関する情報です。

### 児童扶養手当を振り込みます

1月・2月分の児童扶養手当を3月12日(木)に指定預金口座へ振り込みます。利用金融機関によっては入金が遅れる場合がありますので、ご了承ください。

**問** 児童青少年課助成支援係 ☎042・

470・7736

### ひとり親家庭自立支援事業

市では、母子家庭の母親や父子家庭の父親の経済的な自立を図るため、就業支援を行っています。

#### ■自立支援教育訓練給付金

**注** 自立に向けた計画(母子・父子自立支援プログラム)の策定などを受けている方で、簿記検定試験・介護職員初任者研修・医療事務検定試験などの厚生労働大臣指定教育訓練講座を受講する方 **支** 給額受講に要する費用の60%相当額を受講後に支給(上限あり) ※支給額が12,000円以下の場合には給付対象外。また、雇用保険の資格がある方はハローワークから支給される教育訓練給付金との差額分のみ支給。

#### ■高等職業訓練促進給付金事業

**注** 児童扶養手当の受給者、または同等の所得水準にある方などで、看護師、介護福祉士、保育士、保健師、歯科衛生士などの資格の取得が見込まれる方 ※所得水準を超過した方も、1年に限り対象。 **支** 給額 ▼住民税非課税世帯=月額10万円 ▼住民税課税世帯=月額70,500円 ※支給期間は4年が上限。

#### ■共通事項

いずれも事前の相談などが必要です。

**問** 児童青少年課助成支援係 ☎042・470・7736

### 子ども相談

**日** 3月3日(火)午前9時半～午後3時 **場** わくわく健康プラザ相談室2 **内** お子さんの成長や発達、ことば、話し方、育児疲れなどの相談を心理相談員がお受けします **注** 幼児と保護者

## 国民年金だより

### 8年度の国民年金保険料

4月からの定額保険料は1カ月17,920円となります(付加保険料は1カ月400円)。前納金額は次の通りです。

■6カ月前納(4月～9月分または10月～9年3月分までが対象)

▼口座振替=106,300円(毎月払いより1,220円の割引) ▼現金納付=106,650円(毎月払いより870円の割引)

■1年前納(4月～9年3月分までが対象)

▼口座振替=210,530円(毎月払いより4,510円の割引) ▼現金納付=211,220円(毎月払いより3,820円の割引)

■2年前納(4月～10年3月分までが対象)

▼口座振替=417,150円(毎月払いより17,370円の割引) ▼現金納付=418,510円(毎月払いより16,010円の割引)

※クレジットカード納付の前納の保険料額は現金納付と同じ金額になります。

**問** ねんきん加入者ダイヤル ☎0570・003・004

**問** 電話で健康課保健サービス係 ☎042・477・0022へ

### 児童の居場所づくり事業

市では、公共施設などを活用して地域の子ども達に健全な遊びを提供する「児童の居場所づくり事業」を実施しています。

#### ■本村小学校(屋内)

**日** 3月3日(火)午後4時～5時半 **場** 体育館 **内** 楽しい運動遊び～ドッジボール遊び～ **注** 小学生

#### ■小山台遺跡公園(屋外)

**日** 3月21日(土)午前10時～正午 **内** すごろく遊び～恐竜すごろく探検あそび～ **注** 乳幼児～小学生

#### ■共通事項

**費** 無料 **持** タオル、飲み物、屋内は上履き、屋外は帽子 **注** ▼徒歩か自転車で来場を ▼食べ物(原則持ち込み禁止) ▼乳幼児は保護者同伴 ▼動きやすい服装で参加を ▼内容を変更する場

合あり **日** 当日会場 **問** 児童青少年課児童青少年係 ☎042・470・7735

### はじめてのはみがき “歯っぴーベイビー”

**日** 3月17日(火)午前10時～11時半 **場** わくわく健康プラザ1階講堂 **内** 歯の手入れ方法、むし歯予防、親子遊びなど **注** 満7カ月～11カ月児と保護者 **定** 先着15組(初めての方を優先) **持** 母子健康手帳・歯ブラシ **日** 3月2日(月)から市 **申** 込みフォームで **問** 健康課保健サービス係 ☎042・477・0022



市 **申**



## 軽自動車税の申告(手続き)は3月中に

軽自動車税(種別割)は毎年4月1日(賦課期日)現在、原動機付自転車、軽自動車などを所有している方に課税されます。使用してなくても、廃車や所有者変更の手続きをしていない方は所有しているとみなされ課税されますので、4月1日(木)までに取扱窓口で手続きをしてください。

**取** 扱窓 **口** 車両によって取扱窓口や必要書類が異なります(下表参照)

**注** ▼手続きには来庁する方の本人確認書類(運転免許証など、マイナンバーカードなど)が必要です ▼同一世帯の方を除く代理の方が手続きをする場合は、委任状が必要です

**他** 詳細は市 **申** 込をご確認ください

**問** 課税課市民税係 ☎042・470・7777(内線2331・2332)



市 **申**

表 軽自動車などの取扱窓口

車両の種類		取扱窓口
原動機付自転車	第一種特定原付(0.6kW以下)	東久留米市役所課税課市民税係 〒203-8555 東久留米市本町3-3-1 ☎042・470・7777(内線2331・2332)
	第一種一般原付50cc(0.6kW)以下	
	第一種一般原付125cc(4kW)以下	
	第二種乙90cc(0.8kW)以下	
	第二種甲125cc(1.0kW)以下	
小型特殊自動車	農耕作業用	東久留米市役所課税課市民税係 〒203-8555 東久留米市本町3-3-1 ☎042・470・7777(内線2331・2332)
	その他	
軽自動車	三輪	軽自動車検査協会 東京主管事務所多摩支所 〒183-0003 府中市朝日町3-16-22 ☎050・3816・3104
	四輪	
	二輪(125cc超250cc以下)	
二輪の小型自動車(250cc超)		関東運輸局東京運輸支局 多摩自動車検査登録事務所 〒186-0001 国立市北3-30-3 ☎050・5540・2033

**Q** 転入してきた場合の原動機付自転車(125cc以下)の手続き方法は?

**A** 転入前の市区町村で、廃車手続きが済んでいる場合は廃車証明書を課税課にお持ちください。廃車手続きをしていない場合は転入前の市区町村で交付された標識交付証明書とナンバープレートをお持ちください。



**Q** 車両がないのに「軽自動車税(種別割)納税通知書」が届くのはなぜ?

**A** 軽自動車税(種別割)は、4月1日(賦課期日)現在、原動機付自転車、軽自動車等を所有している方に課税されます。したがって、手続きを行った日付によって、その年度の軽自動車税(種別割)の賦課が決定されます。手続きした日付を確認してください。



▼知人に譲渡・業者に処分を依頼した=4月1日以前に譲渡・依頼したにもかかわらず納税通知書が届いている場合は、相手方が名義変更などの手続きをしていないことが考えられます。相手方に手続きをした日付を確認してください。

▼既に廃車届を出している=軽自動車や125ccを超える2輪の小型自動車などの場合、軽自動車検査協会や運輸支局で手続きをした際の書類が市に届いていないことが考えられます。課税課にご連絡ください。

▼その他=故障して乗れない、所有者が亡くなった、盗難に遭ってしまった場合などについても手続きが必要です。状況により必要書類などが違いますのでそれぞれの取扱窓口にお問い合わせください。なお、盗難に遭った場合は先に警察署に被害届を提出し、届出受理番号を控えてください。

**Q** 平日に市役所へ行けない場合の原動機付自転車(125cc以下)の廃車手続き方法は?

**A** 同一世帯の親族の方は納税義務者に代わって手続きができます。その他の方が来庁される場合は、委任状が必要です(書式は市 **申** 込からも取得可)。廃車の手続きは、郵送でも受け付けますので、課税課にご連絡ください。



**BCG予防接種**

日 3月18日(水) 場所 わくわく健康プラザ  
 対象 7年10月生まれの乳児(1歳になる誕生日の前日までの未接種の乳児も可) ※対象者へは生後2カ月頃に案内をお送りしています。母子健康手帳、予防票(日程の都合がつかない方は、次回4月15日(水)でも接種可) 当日会場で健康課予防係 ☎042・477・0030

**食事・健康相談(保育付き)**

保育付きなので子育て中の方も気軽にご利用いただけます。自身や家族の食事内容や健康について心配なことはありませんか。生活習慣病の予防や、普段の生活をより健康的に見直したい方の食事・健康相談をしています。管理栄養士・保健師が相談にのります。ご本人のほか、家族からの相談もできます。  
 日 3月24日(火) 午前9時～11時45分(予約制。1人30分程度) 場所 わくわく健康プラザ1階 生活習慣病予防や健康づくりについての個別相談、体

組成(体脂肪率や筋肉量など)の測定  
 健康診断の結果表、食事記録など  
 生後5カ月～未就学児の保育あり 電話または市庁の申し込みフォームで健康課保健サービス係 ☎042・477・0022



**放課後講座「春色のセンサーボトルをつくろう」**

生涯学習センターでは月1回、小・中学生を対象に放課後講座を開講しています。  
 日 3月25日(水) 午後4時～5時 場所 同センター創作室 3月は、春にぴったりのセンサーボトル(ビーズやラメなどを入れた透明なボトル)をつくれます 対象 小・中学生 定員 先着12人 費用 無料 持ち物 筆記用具 日 3月1日(日) 午前9時から電話または同センターで同センター ☎042・473・7811(第4月曜日を除く午前9時～午後9時)

**ジュニア講習会(硬式テニス)**

日 4月4日・11日・18日・25日、いずれも土曜日 午後3時～5時(予備日5月2日) 場所 滝山テニスコート 費用 500円(初日に集金) 参加資格 など詳細は市テニス連盟 市庁をご確認ください 主催は同連盟 日 3月16日(月)までに同連盟 市庁で同連盟 市庁



**高齢者・福祉**

**さいわい福祉センター  
ことばの教室 受講生募集**

日 毎月第3日 曜日 午前9時15分～午後4時半で、1人45分間 場所 さいわい福祉センター 内容 発語・発音について、言語聴覚士による相談・訓練 対象 小学1年生～中学3年生の児童・生徒と保護者 定員 若干名 申込 電話で同センター ☎042・477・2711(平日午前9時～午後5時)へ

**手話講習会受講生募集**

聴覚に障害がある方への理解を深め、将来的に地域の手話通訳者として活動できる方を養成するために、手話講習会を実施します。開催日時

・募集要件など詳細は市庁をご覧ください。  
**クラス・定員**  
 ▼入門(20人) = 初めて手話を学ぶ方  
 ▼基礎(20人) = 入門クラス修了またはそれと同程度の技術を有する方(手話による簡単な自己紹介ができる程度)  
 ▼応用(15人) = 基礎クラスを修了または、それと同程度の技術を有する方(手話による簡単な日常会話ができる程度)  
 ▼通訳養成(15人) = 応用クラス修了または、それと同程度の技術を有し、かつ手話通訳者の試験を目指し、合格後は、地域で手話通訳者として活動できる方 場所 市役所内会議室 費用 無料 ※テキスト代、手話動画視聴システム代など実費負担あり。 日 3月2日(月) 午前8時半～16日(月) 午後5時に申し込みフォームで。申し込みフォームからの申し込みが難しい場合は、障害福祉課に電話またはFAX(希望クラス・住所・氏名・連絡先・応募動機・手話経験・在勤の場合は勤務先名と住所を記入し送信)を同課地域支援係 ☎042・470・7747、FAX 042・475・8181



**「子育てひろば」の事業紹介**



各事業の場所や申し込み方法などの詳細は、各市庁をご覧ください。

**■滝山ひろば わくわく健康プラザ2階 ☎042・420・6743**

事業名	日時	内容	申し込み
ねんねの会(滝山)	3月11日(水) 午前10時から	親子の触れ合い遊び、体重測定、情報交換	3月4日(水) 午前10時から
はいはいの会(滝山)	3月18日(水) 午前10時から		
本村小なかよし広場	3月6日(金) 午前10時から	お子さんと遊びながら育児の情報交換	当日会場で
十小なかよし広場	3月13日(金) 午前10時から		
手作り布おもちゃの会	3月3日(火)・17日(火) いずれも午前10時から	オリジナル布おもちゃ作り	受付中
わくわくおはなし広場	3月24日(火) 午前11時から	ボランティアによる読み聞かせなど	3月17日(火) 午前10時から
つながろう!ふたごちゃん親子「さくらんぼの会」	3月5日(日) 午前10時～11時半	多胎児親子の交流など	受付中

**■地域子育てひろば上の原 上の原1-2-44 ☎042・420・9011**

事業名	日時	内容	申し込み
ねんねの会(上の原)	3月6日(金) 午前10時から	親子の触れ合い遊び、体重測定、情報交換	2月27日(金) 午前10時から
はいはいの会(上の原)	3月13日(金) 午前10時から		
久留米中なかよし広場	3月5日(日) 午前10時から	お子さんと遊びながら育児の情報交換	当日会場で
六小なかよし広場	3月12日(日) 午前10時から		
ちびっこ育児おしゃべり広場	3月3日(火) 午前10時から	1・2歳児の子育てについての悩み、情報交換など	受付中
おはなし広場	3月16日(月) 午前11時から	ボランティアによる読み聞かせや手遊びなど	3月9日(月) 午前10時から

**認可外保育施設のご案内**

利用を希望する方は下表の各施設へ直接お問い合わせの上、お申し込みください。

**■施設概要**

- ▼認証保育所 = 大都市特有の多様な保育ニーズに柔軟に対応するために、都が独自の基準を設けて認証した保育所
  - ▼企業主導型保育施設 = 働き方に応じた多様で柔軟な保育サービスを提供する、こども家庭庁の定める基準を満たした施設
- 子育て支援課施設給付係 ☎042・470・7745

表 認可外保育施設一覧

施設名	所在地	電話番号	対象年齢	定員
東京都認証保育所A型	まなびの森保育園 東久留米プチ・フレイシュ	042・475・0770	0～5歳	30人
	ぼけっとランド南沢	042・451・7138		40人
企業主導型保育施設	BunBun 保育園 本町3-9-1 日神パレステージ102-2	042・472・4113	0～2歳	12人
	BunBun 保育園II 幸町3-2-3	042・479・4115	0～5歳	30人

**リニューアルした竹林公園のライトアップ**

令和5年から取り組んできた竹林公園の再整備事業が3月下旬に完了予定です。こどもたちの意見を参考にリニューアルした、ウッドデッキ、パーゴラの完成披露とライトアップを行います。

日 3月28日(土) 午後3時～5時頃(予定) ※雨天中止。場所 竹林公園内 新しくなった竹林公園のライトアップを行って幻想的な風景を鑑賞します。また、竹林公園の竹を再利用した工作(ミニ街路灯や竹ランタン)を行います 対象 小学生と保護者 定員 先着10組(保護者一人あたり児童3人まで申し込み可) 持ち物 軍手、飲み物、持ち帰り用の袋 注意 夕方の解散となるため、保護者の同伴が必要です 服装 汚れてもよい服装で 日 3月5日(木) 正午～20日(金) 午後5時に、申し込みフォームで環境政策課計画調整係 ☎042・470・7753



申し込みフォーム



リニューアル後の竹林公園のイメージ



## ごみ・住環境

### 10月以降に転入された方へ 指定収集袋無償配布事業

7年8～9月にかけて、指定収集袋を市内全世帯へ配布しました。転入や入院などの理由によりまだ受け取っていない場合は、ごみ対策課に申請をお願いします。

**申請期限** 8年3月31日(火)まで **場** ごみ対策課(八幡町2-10-10) **印** 本人確認書類 **同** 課業務係 ☎042・473・2117



### 避難行動要支援者名簿情報提供 同意確認書を送付します

市では、災害対策基本法に基づき、災害時に避難支援が必要となる高齢者や障害のある方など一定の要件を満たす方(避難行動要支援者)の名簿を作成し、災害時に役立てるよう備えています。

消防や警察、民生委員等の避難支援等関係者に事前に名簿を提供するためには同意が必要です。避難行動要支援者の要件に該当された方に、「避難行動要支援者名簿情報提供同意確認書」を随時送付しますので、内容をご確認頂き、同封された返信用封筒または書類に記載のWebフォームでご回答ください。

☎042・470・7769



## お知らせ

### 地方公共団体情報システムの 標準化への対応について

地方公共団体情報システムの標準化・共通化とは、自治体で使っている住民サービスの基幹業務システムを、国が定めた標準仕様に合わせて切り替えていく取り組みです。

この取り組みは「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」に基づき、全国の地方公共団体で進められています。

本市でも、8年1月5日から順次

新しい標準仕様へ対応させております。これにより、市が発行する通知や証明書などのレイアウトが、国の標準仕様書で定める形式に変更されることがあります。また、システムの標準化に合わせ、住民票の写しや各種証明書、皆さんへお送りするお知らせなどに記載するお名前やご住所の「文字の形」も、一部これまでと異なる場合があります。

☎行政経営課情報システム担当 ☎042・470・7704



市印

## ペットの飼い主の皆さんへ

# 飼育マナーとルールの確認を

☎環境政策課 ☎042・470・7753

ペットは私たちの生活に癒しや安らぎを与えてくれる大切な存在です。しかし、一部の飼い主の無責任な行動などから、市には、犬や猫の飼育マナーなどについて寄せられる苦情が後を絶ちません。苦情の多くは、飼い主のマナー次第で解決するものです。飼育マナーとルールの確認をお願いします。



市印

## 正しく愛情を持って終生飼育を

ペットは、共に暮らし心を通い合わせられる命ある存在です。動物への虐待、ペットの遺棄は法律で罰せられます(5年以下の懲役または500万円以下の罰金)。また、誤った飼い方は近隣の方とのトラブルが生じる原因にもなります。飼い主は責任と愛情を持って終生飼育しましょう。



## 災害に備える

災害が発生し、家の倒壊などで避難が必要なときは、事情の許す限り動物を同行して避難してください。普段から「人や他の動物を怖がらない」「嫌がらずにケージに入る」「トイレは決められた場所です」などのしつけをしておきましょう。動物のための防災用品(10日以上食事と水など)も用意しておきましょう。また、あらかじめ防災マップなどで避難場所などを確認しておきましょう。

市ではペットの防災についてパンフレットを作成しています。環境政策課(市役所5階)での配布の他、市印からもご覧いただけます。

## 身元の表示

迷子になったペットが飼い主のもとに戻れないケースは少なくありません。迷子犬は警察署や動物愛護相談センターに保護され、飼い主が見つからないと動物愛護相談センターに収容されます。飼い主の責任の所在を明らかにし、迷子のペットの発見を容易にするためにも、犬には鑑札を着け、猫やその他のペットには名札などを着けましょう。マイクロチップの装着も効果的です。



## 犬の飼育の注意点

### ■鳴き声に注意を

犬の鳴き声について、飼い主は気にならなくても、不快に感じる方はいます。犬が鳴くときは必ず原因があります。原因を取り除く工夫をし、近隣の迷惑にならないようにしましょう。

### ■散歩時のルール

#### ①犬をリードでつなぎ、手を離さない

都の条例により犬をリード(引き綱)から放すことは禁止されています。小型犬であっても恐怖を感じる人がいます。リードでつなぐことはもちろん、犬のトッサの行動に対応できるように、リードは短く持ちましょう。



#### ②声の大きさに注意し、交通ルールを守る

早朝や深夜の散歩時に大声で話をしたり、道路いっぱいには広がって散歩をすると、周囲に迷惑が掛かります。交通ルールなどを守って、ペットも飼い主さんも安全に散歩をしましょう。

#### ③ペットの排泄物はきちんと後始末を

ペットのおしっこはすぐに水で流しても臭いが消えない場合があります。日頃から自宅で排泄を済ませてから散歩する、ペット用トイレシートなどに吸収させるなどの対応を取りましょう。自宅内でもトイレができるようにすることで、雨の日など散歩に行けない時に排泄を我慢することがなくなります。

市では条例により、飼い犬などのふんを放置することを市内全域で禁止しています。ペットのふんについては、必ずふん用袋を持参し持ち帰りましょう。

## 猫の飼育の注意点

### ■猫の飼育は屋内で

最近の交通・住宅事情を考えると、猫の飼育は屋内が望ましいといえます。猫は家具などを利用して上下運動ができる環境があれば、家の中で飼うことができます。専用トイレ、爪とぎなども用意しましょう。



### ■望まない猫の繁殖を防止する

猫は年2～3回出産し、すぐに増えてしまいます。望まない猫の繁殖を防ぐためにも、不妊・去勢手術をしましょう。手術をすることで、性格が穏やかになるとともに、生殖器などの病気になる心配も少なくなります。

### ■飼い主のいない猫

飼い主のいない猫(野良猫)に、不妊・去勢手術をせずに餌だけ与えていると、猫はどんどん増えてしまいます。餌を与えている方は、次のことを心がけ、愛情と責任をもって猫に接しましょう。

- 今以上に猫が増えすぎないように不妊・去勢手術をしましょう。
- 置き餌をせず、食べ残しは片付け、いつも清潔にしましょう。
- ふんがあればすぐに始末しましょう。
- 近所の人たちとコミュニケーションをとり、地域から理解が得られる努力をしましょう。